

団体・組織の概要

※太枠内、必須事項。その他は、該当する項目を記載してください。

団体/会社名	社団法人 日本建築家協会		
代表者	出江 寛	担当者	JIA 環境行動ラボ代表 中村勉
所在地	〒 150-0001 東京都 渋谷区神宮前 2-3-18 JIA 館 TEL: 03-3408-7125 FAX: 03-3408-7129 E-mail: ben@iceice.com		
設立の経緯 ／沿革	1886 年 造家学会 創設（後に日本建築学会と改名） 1914 年 全国建築士会が成立（建築家集団として日本建築学会から分派） 1947 年 日本建築設計監理協会への加盟 1955 年 世界建築家連合への加盟 1956 年 日本建築家協会と改組・改名 1987 年 日本建築設計監理協会連合会と合併 " 現行組織の新日本建築家協会 設立 1996 年 日本建築家協会と改名、現在に至る。		
団体の目的 ／事業概要	（目的）建築家の職能理念に基づいて、建築家の資質の向上及びその業務の進歩改善をはかることにより、建築物の質の向上及び建築文化の創造・発展に貢献し、以って公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。 （事業） 1) 建築物の質の向上に資するための施策の実施。 2) 都市建築に関する調査・研究。 3) 建築設計監理業務基準の制定。 4) 会員の資質及び技術の向上並びに建築家の育成に関する施策の実施。 5) 建築文化の向上に資する国際交流の推進。 6) 建築家とその組織に関する法制の調査・研究。 7) 建築行政への協力並びに提言。 8) 機関紙・誌の発行、図書の刊行及び資料の収集。 9) その他、本会の目的を達成するために必要な事業。		
活動・事業実績 （企業の場合は 環境に関する 実績を記入）	1. 環境建築連続セミナーの開催 ・普及活動として、2004 年から計 30 回実施 2. JIA 環境データシートの開発、調査・分析 ・2003 年開発開始、エネルギー領収書から各建築の CO2 排出量等、算出 3. JIA 環境建築賞の開催 ・優れた環境建築の表彰。2000 年から 10 回実施（年 1 回、継続中。） 4. 環境省 21 世紀環境共生型住宅のモデル整備による建設促進事業の委託事務局 ・ http://www.env.go.jp/policy/ecohouse/index.html 2009 年度 5. 環境建築に関わる書籍の出版・刊行 ・サステイナブルデザイン・ガイド vol.1.1～3 1995～98 年 彰国社 ・「環境建築」読本 2005 年 彰国社 ・環境建築ガイドブック 2007 年 建築ジャーナル ・「2050 年」から環境をデザインする 2007 年 彰国社 他。		
ホームページ	http://www.jia.or.jp/index.html		
設立年月	1987 年 5 月 11 日 ＊認証年月日（法人団体のみ）1987 年 6 月 15 日		
資本金/基本財産 （企業・財団）	円	活動事業費／ 売上高（H20）	383,585,245 円
組 織	スタッフ／職員数 28 名（内 専従 28 名） 個人会員 4,897 名 法人会員 0 名 その他会員（賛助会員等） 7 名		

政策のテーマ

「住まいのエコ化事業」および「専門家派遣・フォローアップ事業」
(環境省エコハウスモデル事業の手法をベースとして)

■政策の分野

- ・②地球温暖化の防止
- ・⑩環境パートナーシップ

■政策の手段

- ・④予算・資金措置（補助金、助成金等）
- ・⑧環境教育 ⑨組織・活動

団体名：社団法人日本建築家協会

担当者名：JIA 環境行動ラボ代表 中村勉

■キーワード	チャレンジ25	住まいのエコ化事業	専門家派遣事業	フォローアップ事業	総合的環境設計手法
--------	---------	-----------	---------	-----------	-----------

① 政策の目的

本提案は、民生家庭部門CO2排出量削減の牽引役となる真のエコハウス普及の加速化を目指し、関係省庁による全国の住まい・施設・まちづくりに関わる既存の補助事業（以下、住宅関連の補助事業）に、エコ化補助事業を付加し、「住まいのエコ化」を全国に飛躍的に普及実現することを目的とする。

② 背景および現状の問題点

■背景

- ◇本年1月より始動した「チャレンジ25キャンペーン」では「伝統的な住まいづくり」の知恵に加え、高断熱化などの新しい技術を取り入れて、快適な空間をつくることが推奨されている。
- ◇国のH22年度予算には補正分を含め、環境に配慮された住宅の新築・リフォーム分野に重点的に予算が配分され、省エネ・創エネ関連製品の需要創出面では手厚い政策が打ち出された。
- ◇国民の関心は「住まいのエコ化」について、省エネ製品の導入等、個別の技術の採用・情報面に対して非常に高まっている。

■現状の問題点

- ◇社会一般に「住まいのエコ化」について省エネ製品の導入等、個別の技術の採用・情報に関心が偏っている傾向がある。総合的にCO2排出量削減に大きな効果をあげる ①地域性 ②健康性 ③省エネ性 を踏まえた計画手法（総合的環境設計手法）の導入が十分に普及していない。またそれらを理解し実践するための「住まいのエコ化教育システム」が整備されていない。
- ◇現在実施中の環境省エコハウスモデル事業を展開してゆく中で、伝統的木造・土塗等「伝統的な住まいづくり」の知恵によっても、十分な省エネ効果を得る方法があることが分かってきた。これらは一般的に認識されず、普及が遅れている。
- ◇真のエコハウスを飛躍的に増やす量的政策が提案されていない。住宅関連の補助事業は、各省庁に多数存在している。しかしエコ化への配慮が十分なされていないため、「CO2排出量削減」の量的効果が望めない。
- ◇国民の住まいのエコ化への取り組みを後押しする、税制優遇措置などの政策が不十分である。

③ 政策の概要

■エコ化推進の環境づくり

- ◇全国の地方公共団体にCO2排出量の出口キャップを設定し、様々の手法で地方公共団体がエコ化を強く推進する環境を整える。

■真のエコハウスを全国に普及実現する3つの事業とサポート体制

(1) 「住まいのエコ化事業」――各省庁が連携して行う補助事業実施体制の確立

- ・各省庁で実施している住宅関連の補助事業※に「住まいのエコ化事業」を付加することで、エコ化の徹底を図る。
- ・エコ化事業は、①地域性（気候・風土、地域の技術・材料、その地域ならではの住まい方への理解） ②健康性（住まい手の体への配慮） ③省エネ性（LCCO2削減の工夫）を踏まえた総合的環境設計手法を用いる。※1 省庁：国土交通省、経済産業省、厚生労働省、農林水産省等
※2 住宅種類：①新築戸建住宅 ②新築集合住宅 ③既存改修戸建住宅 ④既存改修集合住

宅 ③高齢者福祉施設（特別養護老人ホーム、グループホームほか）等。

(2) 「専門家派遣事業」――エコ化事業の的確な実施の担保

- ・住まいのエコ化事業が的確に実施されるよう、地方公共団体から事業者へ専門家を派遣し、環境教育、環境配慮契約、エコ化技術アドバイス、設計監理レビュー等を行う。

(3) 「フォローアップ事業」――エコ化事業の成果の検証と普及啓発

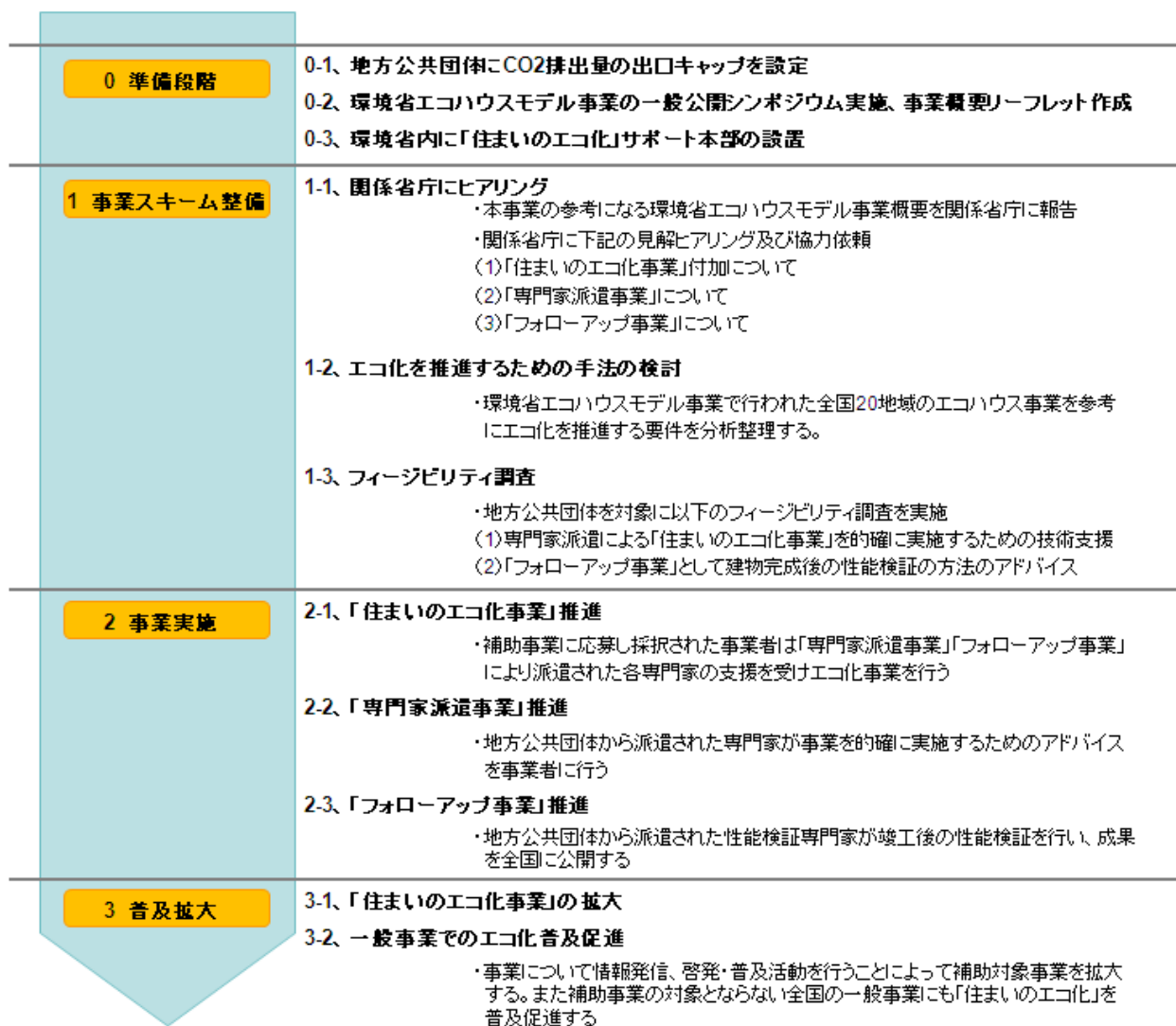
- ・個々の住まいのエコ化事業について、建物完成後の環境性能検証等を行う。
- ・一部はモデル住宅として住まい手協力による複数年のモニター環境性能検証を行う。
- ・研究成果は、事業に参加していない全ての地方公共団体・国民に役立つよう情報開示する。
- ・シンポジウム等の行事を企画し、多くの地方公共団体・国民への啓発普及を推進する。

(4) 目的遂行を支援するサポート本部

上記 (1) (2) (3) 事業を支援する住まいのエコ化サポート本部を環境省に設け、以下の活動を行う。

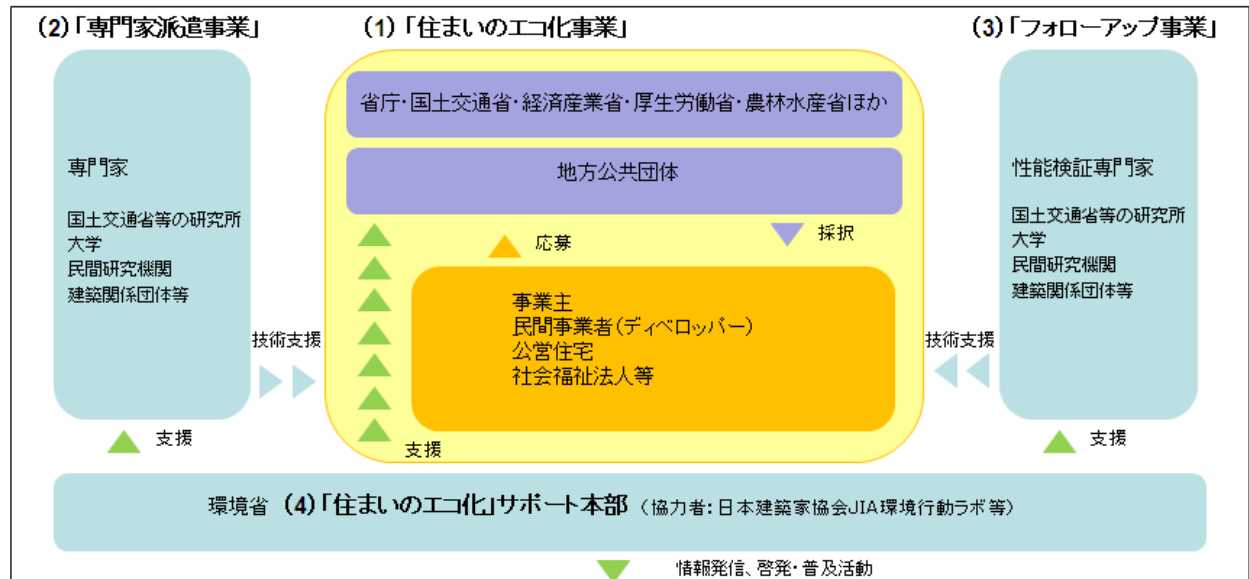
- ・各省庁が地方公共団体へ「(1) 住まいのエコ化事業」を付加する際の資料作成等支援を行う
- ・「(2) 専門家派遣事業」へのサポートとして、事業を実施するための専門家、エコ化技術、環境教育、環境配慮契約、レビュー等について各分野の的確な資質を有した専門家を推薦する
- ・このために必要な手法・資料提供、基準づくりの支援を行う。
- ・「(3) フォローアップ事業」へのサポートとして、性能検証専門家の推薦、情報の収集・分析、情報発信、啓発・普及活動の実施等を行う。

④ 政策の実施方法と全体の仕組み（フローチャート）



「住まいのエコ化」全国普及

⑤ 政策の実施主体



「住まいのエコ化」全国普及へ！

- ※ (1) 「住まいのエコ化事業」の補助金は既存各補助金を所轄する省からの支出を想定
- ※ (2) 「専門家派遣事業」(3) 「フォローアップ事業」の補助金は環境省からの支出を想定
- ※ (2) 「専門家派遣事業」(3) 「フォローアップ事業」の専門家は地方公共団体から事業主に派遣する

⑥ 政策の実施により期待される効果

3つの事業ごとに、下記の効果が期待される。

(1) 住まいのエコ化事業

- ・既存の補助事業に付加する事業のため、数百の住まいに適用されることとなり、実施が早く、普及の加速化に即効性がある。
- ・地域性を重視した住宅がつくられるため、技術の伝承、地場産材の活用、その地域ならではの住まい方などへの意識が高まり、地域に活力が生まれ、地域からの情報発信力が向上する。

(2) 専門家派遣事業

- ・関係省庁の連携により進める事業のため、各分野における最先端の専門家の助言が得られる。
- ・専門家のアドバイスを得られるため、初めての地方公共団体でも安心して事業に取り組める。
- ・関係省庁、地方公共団体、専門家、地域協力者間で情報を共有する全国ネットワークが形成され、研究成果の情報開示が行われる。

(3) フォローアップ事業

- ・「住まいのエコ化事業」が的確に実施されたか、実施の手法や環境性能等についての評価が行われるため、改善点が明確化し、後続の事業に有益な情報が蓄積される。
- ・一般公開型の全国シンポジウム等の開催により、本事業について理解を深める場を設けることができる。これにより、総合的環境設計手法による真のエコハウスとはどのようなものか、実践例を踏まえてわかりやすく説明を行うことができ、地域間の相違点と共通点を確認しながら本事業の意味と普及の重要性を全国に広く伝えることができる。

⑦ その他・特記事項

- ◇本提言は、「21世紀環境共生型住宅のモデル整備による建設促進事業（環境省エコハウスモデル事業）」の実施手法を参考としている。この事業は勉強会、設計者選定、設計、施工者選定、施工、環境性能評価、普及、管理・運営の各段階で環境配慮契約法の主旨に準じ、地域にエコハウスを普及することを目的に実施されている。特に本提言の「専門家派遣事業」は、それらの手法を踏まえた提案となっている。（HP：<http://www.env.go.jp/policy/ecohouse/index.html>）
- ◇多様な気候特性をもつ我が国の特徴により、本事業から得た知見・成果は、多くの諸外国に向けて情報発信することができ、世界レベルでの温暖化対策に資することが期待できる。特に、蒸暑気候のアジア地域とのネットワークの強化は、世界のCO2排出量削減効果の点でも重要な意味を持つ。